

【Web 資料Ⅲ-⑧ 休職・復職に関する最高裁判決・裁判例】

片山組事件・最1小判平成10年4月9日

「労働者が職種や業務内容を限定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして当該労働者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務の提供をすることができ、かつ、その提供を申し出ているならば、なお債務の本旨に従った履行の提供があると解するのが相当である。」

「そのように解さないで、同一の企業における同様の労働契約を締結した労働者の提供し得る労務の範囲に同様の身体的原因による制約が生じた場合に、その能力、経験、地位等にかかわらず、現に就業を命じられている業務によって、労務の提供が債務の本旨に従ったものになるか否か、また、その結果、賃金請求権を取得するか否かが左右されることになり、不合理である。」

JR 東海事件・大阪地判平成11年10月4日

「労働者が私傷病により休職となった以後に復職の意思を表示した場合、労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、休職前の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、その能力、経験、地位、使用者の規模や業種、その社員の配置や異動の実情、難易度を考慮して、配置換え等により現実に配置可能な業務の有無を検討し、これがある場合には、当該労働者に右配置可能な業務を指示すべきである。そして、当該労働者が復職後の職務を限定せずに復職の意思を示している場合には、使用者から指示される右配置可能な業務について労務の提供を申し出ているものというべきである。」

「身体障害等によって、従前の業務に対する労務提供を十全にはできなくなった場合に、他の業務においても健常者と同じ密度と速度の労務提供を要求すれば労務提供が可能な業務はあり得なくなるのであって、雇用契約における信義則からすれば、使用者はその企業の規模や社員の配置、異動の可能性、職務分担、変更の可能性から能力に応じた職務を分担させる工夫をすべきであり、被告においても、例えば重量物の取り扱いを除外したり、仕事量によっては複数の人員を配置して共同して作業させ、また工具等の現実の搬出搬入は貸出を受ける者に担当させるなどが考えられ、被告がこのような対応を取り得ない事情は窺えない。そうであれば、少なくとも工具における業務について原告を配置することは可能であり、原告についてはいつ可能な業務はないとする被告の右主張は採用できないところである。」

神奈川県都市交通事件・最1小判平成20年1月24日

「なお、被上告人〔労働者〕は、上記請求〔労基法76条1項に基づく休業補償〕と選択的に、労働基準法26条に基づく休業手当請求をしているが、前記事実関係によれば、①被上告人が就業規則の定めに従い上告人の指定医による治療の診断を受けて試乗勤務を経た後である平成12年4月15日まで、上告人が被上告人のタクシー乗務への復職を認めなかったことには正当な理由があり、②この間、上告人が、職種をタクシー乗務員として採用されたことの明らかな被上告人からの事務職としての就労の申入れを受け入れるべき義務があったものということできないから、被上告人の休業は、使用者の責めに帰すべき事由によるものではないことは明らかであり、上記休業手当請求にも理由がないといわざるを得ない。」

神奈川県都市交通事件（二審）・東京高判平成18年3月22日

「会社は、業務上必要あるときは、従業員に対し転勤、転職又は出向を命ずることがある。」（就業規則58条）という定め（前提事実）は、その文言上、被控訴^(マ)の配置転換義務を定めたものと解することはできず、また、本件協約が被控訴人〔使用者〕に適用されないことは後記説示のとおりである。また、労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情及び難易度に照らして当該労働者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務の提供をすることができると解されるが（最高裁判平成10年4月9日第一章法廷判決・裁判所時報1217号1頁参照）、控訴人〔労働者〕は、職種をタクシー乗務員として被控訴人に採用されたことが証拠上明らかであるし（略）、控訴人が主張する事務職が上記諸条件に照らして控訴人

が配置されることにつき現実的可能性があることにつき、具体的主張立証がされているとはいえず、控訴人が事務職についての労務提供をしたとしても、これをもって、直ちには、債務の本旨に従った履行の提供ということとはできない。」